

町税の減免・納税の猶予の制度

納税者が災害にあつたり生活保護を受けるなど、特別な事情により町税を納めることが困難な場合に、その事情に応じて減免や、納税が猶予される制度があります。詳しくは税務課までお問合せください。なお、減免を受けようとするかたは納期限までに申請する必要があります。

税目	減免要件
個人住民税	<ul style="list-style-type: none">・生活保護を受けている場合・学生、生徒の場合・失業その他の事由により生活が著しく困難な場合・災害を受けた場合
法人町民税	<ul style="list-style-type: none">・収益事業を行わないNPO法人、公益法人など
固定資産税	<ul style="list-style-type: none">・生活保護を受けている場合・災害を受けた場合
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none">・生活保護を受けている場合・障害者のために使用する車両で、一定の要件に該当する場合・構造が身体障害者などの利用のためのもの (車いす移動車やリフト付き特別仕様車など)・国や地方公共団体から財政的援助を受ける公益法人、社会福祉法人など
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none">・生活保護を受けている場合・貧困などにより生活が著しく困難な場合・災害を受けた場合

軽自動車税の減免申請

障害者のかたなどが使用する車両の軽自動車税は、障害の程度により減免される場合があります。減免を希望するかたは申請が必要です。

対象	障害者 または 障害者と生計を同一にする家族
申請期間	納税通知書が届いてから納期限(5月31日)まで
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○印鑑○納税通知書○減免を申請する車両の車検証○運転者の運転免許証○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 のいずれか

※すでに減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。

※減免は、障害者1人につき軽自動車1台に限ります。

(普通自動車税の減免を受けている場合、減免は認められません)